

平成7年1月号(No. 536)

平成7年1月10日発行  
(毎月1回10日)  
通巻第536号  
昭和37年6月23日  
第三種郵便物認可

# 教育委員会報

MESC63

特集 学校週五日制の定着に向けて



文部省教育助成局地方課

1



## CONTENTS

《法令用語》「学校組合」

平成7年 文部大臣年頭の所感 .....与謝野 馨 4

特集  
学校の定着  
に向けて

《巻頭論文》

学校週5日制とこれからの課題 .....幸田三郎 10

《解説》

月2回の学校週5日制の定着に向けて .....小学校課 14

《事例紹介》

学校週5日制実践研究地域の取組(千葉県柏市・広島県廿日市市)..... 16

●会議報告 いじめ問題への対応について●

資料1 都道府県・指定都市教育委員会教育長会議文部大臣挨拶 22

資料2 同 初等中等教育局長説明概要

資料3 いじめの問題について当面緊急に対応すべき点について(通知)

《解説》

音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律  
の施行について .....文化庁 34

《解説シリーズ 初等中等教育の新たな展開⑨》

変化への対応(2)―国際化の進展と学校教育(2)― ..... 39

《講座 地方教育行財政》

第9講 地方財政と教育費(その2)―地方教育費の状況等について―.....寺本栄二 44

《シリーズ わが県の教育委員会活性化への取組⑩》

新世紀ふくしまを担う 明るく個性豊かな人間の育成を  
めざして .....福島県教育委員会 50

《シンポジウム》

平成6年度教育委員会活性化シンポジウム(第3ブロック)の  
開催について .....徳島県教育委員会 55

《教員海外派遣リポート⑩》

オーストラリアの教育 .....佐々木清光 62

《調査・統計》

生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策について .....中学校課 66

学校における情報教育の実態等に関する調査結果について .....中学校課 76

《研修報告》

花巻市の教育行政にふれて―文部省職員地方教育行政実務研修報告― .....御厩祐司 83

《学校管理 Q&A》

休日代休制度 .....地方課 89

ちょっと一服 ..... 43

ひとりごと ..... 75

# 解説

## 音楽文化の振興のための学習環境の整備等 に関する法律の施行について

### 文化庁文化部長地域振興課

「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」が、平成六年一月二十五日法律第一〇七号をもって公布され、同日から施行された。

本法は、超党派の国会議員で構成される「音楽議員連盟」において検討されていたもので、第二九回国会に議員立法として提出され、同国会及び第一三〇回国会で継続審議とされた後、先の第一三一回国会において、衆参両院で全会一致で可決されたものである。

概要は以下のとおり。

(一) 本法制定の目的(第一条関係)  
音楽文化が明るく豊かな国民生活の形成及び国際文化交流の促進に大きく資することにかんがみ、生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に

関する施策の基本等について定めることにより、我が国の音楽文化の振興を図り、もって世界文化の進歩及び国際平和に寄与すること。

(二) 施策の方針(第三条関係)  
国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うに当たっては、国民の間において行われる音楽に関する自発的な活動に協力しつつ、広く国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその個性に応じた音楽学習を行うことができるような諸条件の体系的な整備に努めるものとする。

また、その際、幼児、少年、高齢者、障害者等に対し、必要な配慮をするものとする。

(三) 地方公共団体の事業(第四条関係)

地方公共団体は、地域における音楽文化の振興のため、地域の実情を踏まえ、その自主的な判断により学習環境の整備等の事業を行うよう努めるものとする。

これらの事業を行うに当たっては、我が国の伝統音楽及び地域の特色ある音楽文化並びにこれらに関する音楽学習を振興するよう配慮するものとする。

国は、地方公共団体がこれらの事業を行うに当たっては、必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

(四) 民間団体が行う事業の振興(第五条関係)  
国は、音楽文化及び音楽学習の振興に資する事業を行う民間団体に対し、照会及び相談に応じ、並びに助言を行うことにより、当該事業の振興に努めるものとする。

(五) 顕彰の実施(第六条関係)  
国及び地方公共団体は、音楽文化及び音楽学習の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(六) 国際音楽の日の趣旨の普及(第七条関係)  
国際音楽の日(一〇月一日)を設け、国及び地方

公共団体は、国際音楽の日の趣旨の普及に努めるものとする。

また、本法の施行を受けて、文部省は同日付で各都道府県教育委員会、各都道府県知事等あてに事務次官通達を發出し、法律の趣旨及び内容等の周知を図るとともに、以下のような留意事項を示している。

(一) 文部省においては、音楽文化の振興のために地域の文化会館の活動の充実など支援施策の推進に努めることとしており、各地方公共団体においても、諸施策の一層の充実に努められたいこと。

(二) 音楽文化の振興のための施策の実施に際しては、音楽学習を行うために必要な施設・設備等の物的条件にとどまらず、指導者、助言者等の人的条件その他円滑な音楽学習を行うための諸条件の体系的な整備に努めること。

また、我が国の伝統音楽及び地域の特色ある音楽文化並びにこれらに関する音楽学習の振興に配慮すること。

(三) 各地方公共団体においては、一〇月一日が「国際音楽の日」とされたことを踏まえ、音楽関係団体に協力を呼び掛け、この日を中心に音楽文化の振興の

ための諸事業を開催するなどして、国民の間に広く音楽についての関心と理解を深め、積極的に音楽学習を行う意欲を高揚するよう配慮すること。

芸術文化の中で、特に音楽文化の振興が法律に定められた理由として、衆議院文教委員会における提案者の答弁では、

「…言うまでもなく芸術は、人間の情緒を發達させ、心を養う上で極めて重要な役割を果たすものであります。が、その中で音楽は、スポーツとともに人間形成のために大切なものとして重視されてきております。」

また、言葉の壁を超えて、国際的な活動の場においても効果的に展開されてきております。音楽は世界の共通の言葉として、世界の人々が連帯感や感動を共有し得るものとして尊重されております。

また、音楽は、このように非常に国際性があるとともに、老若男女を問わず、すべての国民が手軽に親しめ、広く国民の間に普及している芸術であります。…と述べられている。

また、第七条に定められている「国際音楽の日」の由来は、「国際音楽評議会」(International Music Council: 略称IMC)が、一九七五年にカナダで最初の世界音

楽週間を開催したとき、当時のIMC会長ユージン・メニューヒン氏が、「一〇月一日を『国際音楽の日』として、世界中の全ての人々が生活における音楽の意義を認識する機会を与えること」を提唱したことにさかのぼることができると述べている。

この提唱を受けて、一九七七年一〇月一日にブラチスラバ(現スロバキア)で開催されたIMC総会において、「一九七八年から一〇月一日を『国際音楽の日』とし、国際的連帯のもとに記念行事を催すこと」が採択された。以後、毎年、世界各国の国際音楽評議会国内委員会を中心に、さまざまな音楽の特別イベントが行われてきており、我が国においては、音楽教育国民会議が事務局となつて、この運動を推進している。

今後、この日を中心に、各地域で音楽文化振興のためのさまざまな事業が開催され、世界の共通語たる音楽を通じた国際相互理解を促進するとともに、音楽への関心と理解を深め、国民の音楽学習意欲の高揚を支援するなど、我が国の音楽文化振興のシンボルの役割を果たすことが期待されることである。

(企画調査係 北風 幸一)

## 音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律

### (目的)

第一条 この法律は、音楽文化が明るく豊かな国民生活の形成並びに国際相互理解及び国際文化交流の促進に大きく資することにかんがみ、生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に関する施策の基本等について定めることにより、我が国の音楽文化の振興を図り、もつて世界文化の進歩及び国際平和に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「音楽文化」とは、音楽の創作及び演奏、音楽の鑑賞その他の音楽に係る国民娯楽、音楽に係る文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)に規定する文化財、出版及び著作権その他の著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)に規定する権利並びにこれらに関する国民の文化的生活向上のための活動をいう。

2 この法律において「音楽学習」とは、学校教育に係る学習、家庭教育に係る学習、社会教育に係る学習、

文化活動その他の生涯学習の諸活動であつて、音楽に係るものをいう。

3 この法律において「学習環境」とは、音楽学習を行うために必要な施設(設備を含む。以下同じ。)等の物的条件、指導者、助言者等の人的条件その他円滑な音楽学習を行うための諸条件をいう。

### (施策の方針)

第三条 国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うに当たっては、国民の間において行われる音楽に関する自発的な活動に協力しつつ、広く国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその個性に応じて音楽学習を行うことができるような諸条件の体系的な整備に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うに当たっては、幼児、少年、高齢者、障害者等に対し、必要な配慮をするものとする。

### (地方公共団体の事業)

第四条 地方公共団体は、地域における音楽文化の振興のため、地域の実情を踏まえ、その自主的な判断によりおおむね次の各号に掲げる学習環境の整備等の事業を行うよう努めるものとする。

- 一 音楽の演奏及び鑑賞に係る行事を主催すること。
- 二 音楽に係る社会教育のための講座を開設すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、音楽学習の機会の提供に關し必要な事業を行うこと。
- 四 当該地方公共団体の設置する学校の教育に支障のない限り、その学校の施設を音楽学習のための住民の利用に供すること。
- 五 音楽学習に關する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 六 音楽学習に關する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
- 七 音楽文化に關する調査研究を推進すること。
- 八 音楽を通じた国際文化交流事業を行うこと。
- 2 地方公共団体は、前項に規定する事業を行うに当たっては、我が国の伝統音楽及び地域の特徴ある音楽文化並びにこれらに關する音楽学習を振興するよう配慮するものとする。
- 3 国は、地方公共団体が第一項に規定する事業を行うに当たっては、必要な助言及び協力を行うよう努めるものとする。

(民間団体の行う事業の振興)

第五条 国は、音楽文化及び音楽学習の振興に資する事業を行う民間団体に対し、照会及び相談に応じ、並びに助言を行うことにより、当該事業の振興に努めるものとする。

(顕彰)

第六条 国及び地方公共団体は、音楽文化及び音楽学習の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(国際音楽の日)

第七条 国民の間に広く音楽についての関心と理解を深め、積極的に音楽学習を行う意欲を高揚するとともに、国際連合教育科学文化機関憲章(昭和二十六年条約第四号)の精神にのっとり音楽を通じた国際相互理解の促進に資する活動が行われるようにするため、国際音楽の日を設ける。

2 国際音楽の日は、十月一日とする。

3 国及び地方公共団体は、国際音楽の日の趣旨の普及に努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

あとかき

■平成六年の新春を迎え、読者の皆様にご挨拶を申し上げます。

■本年も、より一層の御愛読をお願いいたします。

■妻子と待つ初日や雲の黄金をさす

金 鈴

元日の日の出を初めて海辺で迎える機会を得た。あいにく地平線に低く垂れ籠めた雲の縁を徐々に黄金色に染めてようやく昇り始めた朝日が海面に広がってゆく。

■今月号では、新しい年の始めに当たり与謝野文部大臣の年頭の所感を掲載している。

また、巻頭論文は「学校週五日制とこれからの課題」と題して、調査研究協力

者会議の主査を務められた幸田前共立女子大学学長にご執筆いただいた。

■月二回の学校週五日制の定着に向けた解説及び学校週五日制実践研究地域の取組の記事と併せて参考にしていただきたい。

■このほか、本号には、いじめ問題への対応のため昨年十一月一日に開催された都道府県・指定都市教育委員会教育長会議の概要や生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策、学校における情報教育の実態等に関する調査結果などを掲載している。

表紙写真

自然との触れ合いを通して探求心を養うとともに、親子の絆を深める国立信州高遠少年自然の家主催「学校週五日制対応事業」「わくわく信州高遠―冬：雪と水―」から

教育委員会月報 1月号 (第46巻 第11号) 通巻第536号 MESC 63

平成7年1月10日発行 定価300円(本体291円)(〒76円)

著作権所有 文部省 第一法規出版株式会社 代表者 田中富彌  
発行者 東京都港区南青山2丁目11番17号  
印刷者 大日本法令印刷株式会社 代表者 田中忠  
東京都港区西新橋3丁目6番10号

発行所 第一法規出版株式会社  
東京都港区南青山2丁目11番17号  
電話 03-3404-2251(代)

本誌に掲載した記事中、意見にわたる部分については、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。